

**生駒市保育園・こども園における
新型コロナウイルス感染症対策マニュアル**
(第2版)

令和2年12月
生駒市

はじめに

新型コロナウイルス感染症が各地で猛威を振るうなか、医療機関や社会の機能を維持するために仕事をする保護者を支えるため、またセーフティーネットとして養育に支援が必要な家庭の子どもを受け入れるため、保育園等は必要、不可欠な場所があります。

各園では、感染予防を様々に工夫し、細心の注意を払い、子どもの安全を確保に尽力されていることだと思います。

コロナ禍においても、子どもたちの学びを保障し健やかな成長のため、園児及び教職員の感染リスクを可能な限り低減させながら園での生活や活動を継続していくことが重要です。

「新しい生活様式」を踏まえた新型コロナウイルス感染症とともに生きていく社会についての考え方が明らかにされる中、園においても周辺地域等の感染状況に柔軟に対応しながら、保育を継続しつつ、この「新しい生活様式」への円滑な移行と園児及び教職員の行動変容の徹底を図っていくことが必要です。

この間、学校において感染事例が見られるなど、学校園・市・教育委員会等が連携し、対応を進める中で新たな知見があったこと等に加え、「生駒市立学校、園における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル」が改定されたことを踏まえ、園において留意すべき事項について改めて整理したので、この内容を十分に斟酌し、引き続き細心の注意のもと、感染症対策を徹底し、保育を実施ください。

なお、この取扱いについては、当面の間のものとします。

新型コロナウイルスを取り巻く状況については、日々状況が変化しているため、今後この取扱いに変更が生じる場合があることをあらかじめ理解いただき、適宜市及び教育委員会と十分連携を図り適切に対応をお願いします。

策定 令和2年9月8日
第2版改定 令和2年12月14日

生駒市

目次

I. 予防編	1
1. 新型コロナウイルス感染症の感染経路と感染症対策の実施について	1
(1) 感染源を断つこと	1
(2) 感染経路を絶つこと	1
(3) 抵抗力を高めること	4
2. 集団感染のリスクへの対応について	5
(1) 「密閉」の回避（換気の徹底）	5
(2) 「密集」の回避（身体的距離の確保）	6
(3) 「密接」の場面の対応（マスクの着用）	7
II. 対応編	8
1. 感染判明時の登園、出勤の取扱い	8
(1) 園児及び職員の感染が判明または濃厚接触者と認定された場合	8
(2) 園児及び職員の同居家族が、濃厚接触者と認定されたり、発熱等かぜ症状が見られたりする等により、検体検査（PCR検査）を受検することとなった場合	9
(3) 園児及び職員に発熱等のかぜ症状が見られる場合	9
(4) 医療的ケアが日常的に必要な園児等や基礎疾患等のある児童生徒等について	10
(5) 海外から帰国した園児への対応について	10
2. 園・学年・学級臨時休業の考え方について	11
(1) 園児及び職員に感染が判明した場合	11
(2) その他臨時休業措置にあたっての注意事項	12
3. 感染判明時・臨時休業発生時の対応について	12
(1) 幼児児童生徒及び教職員に感染者が判明した場合の対応	12
(2) 臨時休業に係る広報周知	14
★ 対応フローチャート	15

I. 予防編

1. 新型コロナウィルス感染症の感染経路と感染症対策の実施について

新型コロナウィルス感染症は、一般的には飛沫感染、接触感染で感染し、閉鎖空間で、近距離で多くの人と会話するなどの環境では、咳やくしゃみなどの症状がなくても感染を拡大させるリスクがあるとされている。そのため、「感染源を断つ」、「感染経路を断つ」には、①手洗い、②咳エチケット、③消毒が大切である。

(1) 感染源を断つこと

①発熱等の風邪の症状がある場合には登園(出勤)しないことの徹底

- ・登園前に各家庭で検温を行い、健康観察の記録を健康チェック表に記入してもらう。
- ・発熱等の風邪の症状がある場合は、自宅で休養してもらう。
- ・職員についても、必ず出勤前に検温を行い、できれば職員用の健康チェック表も作成し、記入する。

②登園時の健康状態の把握

- ・登園時は、保護者、園児ともに、手洗いを済ませてから園内に入るよう指導する。
- ・健康チェック表や連絡帳、または保護者からの話で健康状態を確認する。

～保育中の子どもの観察ポイント～

- ・体温(触れる、頬の赤み、手足の冷たさ、体温計による測定)
- ・顔色・機嫌・活気・咳嗽・鼻汁・呼吸の様子・遊ばない・動かない・食欲の低下
※気をつける呼吸の様子：呼吸が速い、肩で呼吸をする、呼吸のたびに胸がへこむ、横になると呼吸が苦しそうな様子がある(横になりたがらない)

「保育現場のための新型コロナウィルス感染症対応ガイドブック」より引用

③登園後に発熱等の風邪の症状がみられた場合

- ・保護者に連絡し迎えを依頼し、症状がなくなるまで自宅で休養するように伝える。
- ・迎えを待つ間は、「発熱等の風邪の症状のある園児」と他の園児とが接することのないよう別室対応を行う

(2) 感染経路を絶つこと

①手洗いの徹底

手を洗う時（「保育園・こども園における感染対策マニュアル」参照）

- 職員：職場に着いた時、トイレの後、食べ物を扱ったり、ミルクを用意したり、子どもに食べさせる前後、鼻汁・唾液・おう吐物に触れた後、おむつ交換後、清掃後など

○園児：登園した時、食事・おやつの前後、トイレの後、外遊びの後など

○保護者：保育室に入室する時

「保育所における感染症対策ガイドライン(2018改訂版)」より抜粋

＜正しい手洗いの方法＞

以下の手順で、30秒以上、石けんを用いて流水で行いましょう。

- ① 液体石けんを泡立て、手のひらをよくこります。
- ② 手の甲を伸ばすようにこります。
- ③ 指先とつめの間を念入りにこります。
- ④ 両指を組み、指の間を洗います。
- ⑤ 親指を反対の手でにぎり、ねじり洗いをします。
- ⑥ 手首を洗い、よくすすぎ、その後よく乾燥させます。

* 年齢の低い子どもには手洗いが難しいので、保護者や保育士、年上の子どもが一緒に洗う、手本を示すなどして、少しずつ手洗いを覚えさせていきましょう。

手洗いの順序

手洗いの順序



1. 手のひらを合わせ、よく洗う



2. 手の甲を伸ばすように洗う



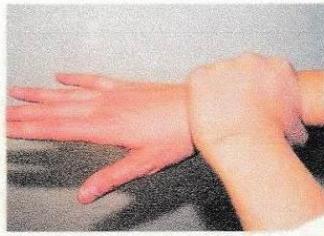
3. 指先、爪の間をよく洗う



4. 指の間を十分に洗う



5. 親指と手掌をねじり洗いする



6. 手首も洗う



7. 水道の栓を止めるときは、手首か肘で止める。できないときは、ペーパータオルを使用して止める

出典：高齢者介護施設における感染対策マニュアル

<http://www.mhlw.go.jp/topics/kaigo/osirase/tp0628-1/>

②咳エチケット

「保育所における感染症対策ガイドライン(2018年改訂版)」より抜粋

<咳エチケット>

飛沫感染による感染症が保育所内で流行することを最小限に食い止めるために、日常的に咳エチケットを実施しましょう。素手のほか、ハンカチ、ティッシュ等で咳やくしゃみを受け止めた場合にも、すぐに手を洗いましょう。

① マスクを着用する（口や鼻を覆う）

- ・咳やくしゃみを人に向けて発しないようにし、咳が出る時は、できるだけマスクをする。

② マスクがないときには、ティッシュやハンカチで口や鼻を覆う

- ・マスクがなくて咳やくしゃみが出そうになった場合は、ハンカチ、ティッシュ、タオル等で口を覆う。

③ とっさの時は、袖で口や鼻を覆う。

- ・マスクやティッシュ、ハンカチが使えない時は、長袖や上着の内側で口や鼻を覆う。

3つの咳エチケット 電車や職場、学校など人が集まるところでやろう



① マスクを着用する (口・鼻を覆う)

鼻から顎までを覆い、隙間がないように
つけましょう。

② ティッシュ・ハンカチで 口・鼻を覆う

ティッシュ:使ったらすぐにゴミ箱に捨てましょう。
ハンカチ:使ったらなるべく早く洗いましょう。

③ 袖で口・鼻を覆う

マスクやティッシュ・ハンカチが使えない時
は、袖や上着の内側で口・鼻を覆いましょう。

こまめに手を洗うことでも病原体が残らないようにすることができます。

③消毒

・保育室やトイレなど園児が利用する場所のうち、特に手を触れる箇所(ロッカー・玩具棚・ドアなど)を1日1回以上消毒液を使用して清拭し、玩具についても適宜洗浄・消毒をする。

(「保育園・こども園における感染対策マニュアル」保育施設における清掃・消毒のページ参照)

(参考) 次亜塩素酸ナトリウムによる消毒について

参考

0.05% 以上の次亜塩素酸ナトリウム液の作り方



【使用時の注意】
・換気をしてください。
・家庭用手袋を着用してください。
・他の薬品と混ぜないでください。
・商品パッケージや HP の説明をご確認ください。

以下は、次亜塩素酸ナトリウムを主成分とする製品の例です。
商品によって濃度が異なりますので、以下を参考に薄めてください。

メーカー (五十音順)	商品名	作り方の例
花王	ハイター キッチンハイター	水 1L に本商品 25mL (商品付属のキャップ 1 杯)* ※次亜塩素酸ナトリウムは、一般的にゆっくりと分解し、濃度が低下していきます。購入から 3ヶ月以内の場合は、水 1L に本商品 10ml (商品付属のキャップ 1/2 杯) が目安です。
カネヨ石鹼	カネヨブリーチ カネヨキッチンブリーチ	水 1L に本商品 10mL (商品付属のキャップ 1/2 杯)
ミツエイ	ブリーチ キッチンブリーチ	水 1L に本商品 10mL (商品付属のキャップ 1/2 杯)

(プライベートブランド)

ブランド名 (五十音順)	商品名	作り方の例
イオングループ (トップバリュ)	キッチン用漂白剤	水 1L に本商品 10mL (商品付属のキャップ 1/2 杯)
西友 / サニー / リヴィン (きほんのき)	台所用漂白剤	水 1L に本商品 12mL (商品付属のキャップ 1/2 杯)
セブン&アイ・ ホールディングス (セブンプレミアム ライフスタイル)	キッチンブリーチ	水 1L に本商品 10mL (商品付属のキャップ 1/2 杯)

*上記のほかにも、次亜塩素酸ナトリウムを成分とする商品は多数あります。
表に無い場合、商品パッケージや HP の説明にしたがってご使用ください。

(出典：厚生労働省及び経済産業省作成リーフレット <https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000614437.pdf>)

【注意】 · 希釈した次亜塩素酸ナトリウムは使い切りとする。

- 「次亜塩素酸水」は、次亜塩素酸ナトリウム液とは異なるものであり、実際に代替消毒手法として活用するにあたっては、適正な使用方法等への配慮について、十分に留意する必要がある。

(3) 抵抗力を高めること

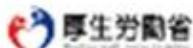
- 免疫力を高めるため、「十分な睡眠」「適度な運動」「バランスのとれた食事」を心がけるよう、園だよりや健康だよりなどで家庭にも周知すること。

2. 集団感染のリスクへの対応について

新型コロナウイルス感染症では、3つの密（密閉、密集、密接）が重なる場で、集団感染のリスクが高まるとされているため、この3つの条件が同時に重なる場を避ける。



新型コロナウイルスへの対策として、クラスター(集団)の発生を防止することが重要です。
イベントや集会で3つの「密」が重ならないよう工夫しましょう。



厚労省 コロナ 検索



(1) 「密閉」の回避（換気の徹底）

換気は、気候上可能な限り常時、困難な場合はこまめに（20分～25分に1回以上、数分間程度、窓を全開する）2方向の窓を同時に開けて行う。

①常時換気の方法

- ・気候上可能な限り、常時換気に努める。
- ・廊下側と窓側を対角に開けることにより、効率的に換気することができる。
- ・窓を開ける幅は10cmから20cmを目安とするとともに、上の小窓や廊下側の欄間を全開にする等の工夫も考えられる。
- ・廊下の窓を開ける。

②常時換気が困難な場合

- ・常時換気が難しい場合は、こまめに（20分～25分に1回以上）数分間程度、窓を全開にする。

③窓のない部屋

- ・常時入り口を開ける、換気扇を使用するなど十分に換気に努める。また、使用時は人の密度が高くならないように配慮する。

④リズム室のような広く天井の高い部屋

- ・換気は感染防止の観点から重要であり、広く天井の高い部屋でも換気に努める。

⑤エアコンを使用している部屋

- ・エアコンは室内の空気を循環しているだけで、室内の空気と外気の入れ替えを行っていないことから、エアコン使用時においても換気は必要である。

⑥換気設備の活用と留意点

- ・換気扇等の換気設備がある場合には、常時運転する。
- ・換気設備だけでは換気能力が足りず、自然換気と併用が必要な場合が多いことに留意が必要である。
- ・換気扇のファン等が汚れていると効率的な換気が行えないことから、清掃が必要である。

⑦冬季における換気の留意点

- ・冬季は冷気が入りこむため窓を開けづらい時期であるが、空気が乾燥し、飛沫が飛びやすくなることや、季節性インフルエンザが流行する時期もあるので、徹底して換気取り組むことが必要である。
- ・気候上可能な限り、常時換気に努める（難しい場合には20分～25分に1回以上窓を全開にする）。
- ・換気により室温を保つことが困難な場面が生じることから、室温低下による健康被害が生じないよう、保護者に重ね着できる衣服の準備を依頼し、園内の保温・防寒目的の着用について柔軟に対応することが必要である。

(2) 「密集」の回避（身体的距離の確保）

（「保育現場のための新型コロナウイルス感染症対応ガイドブック第1版」より引用）

①施設の出入り

○保護者の送迎

保護者との連絡はできる限り連絡帳を使用し、保護者の滞在時間や職員や他の園児との接触ができる限り少なくする。保護者が施設内に入る際には、手洗い・手指消毒の実施を徹底する。また、保護者自身の検温についても実施をお願いし、風邪症状のある時には園内に入らないよう徹底する。

○業者やその他の関係者の出入り

施設内に職員以外が立ち入る場合には、検温を行ってもらい、そのうえで、「誰が」「いつ」「どこに」入ったか、また「誰と接触したか」ということが明確にわかるよう記録に残す。

②生活場面

○食事

- ・食事中の会話は控えることが望ましいが、乳幼児であり困難な面もある。そのため、園児同士を対面にせず、間隔をあけることが最も望ましい。しかし、スペースなどの問題で対面になってしまう場合、互い違いに配席する、園児と園児の間に職員が入る、グループ分けをして食事時間をずらすなどの工夫をする。
- ・食事を介助する場合、マスク・清潔なエプロンを着用し、唾液が飛びやすい正面での介助はできるだけ控え、横からの介助を行うようにする。
- ・園児自身の配膳やクッキング等の食育活動は中止することが望ましい。

○午睡

- ・午睡の際には、園児同士の口元の距離が1m以上あくようにし、それが難しい場合には、足と頭を互い違いにするなどの工夫をする。咳や鼻水などの有症状者は他児から必ず1m以上離す。
- ・布団や折りたたみベッドは個人で同一のものを使用し、ベッドの個人使用ができない場合は毎回消毒液での清拭を行う。

○その他

- ・排便処理の手順を職員間で徹底する。
(「保育園・こども園における感染対策マニュアル」おむつ交換のページ参照)
- ・抱っこの時など、園児の咳やくしゃみを浴びた際には、その範囲を石鹼で洗うかもしれません。アルコール消毒液による消毒を行う。また、必要に応じて着替えを行う。

③保育活動

○感染のリスクが高い活動

- ・大きな声を出したり、歌を一斉に歌う活動(対面でなくても飛沫拡散のリスクあり)
 - ・園児同士の直接的な接触や物(マットや跳び箱など)を介した接触が多い体育活動
 - ・複数のクラスが合同になって行う誕生会や季節のイベント
- ※地域向けの園庭開放、子育てひろばなどは、ウイルスの持ち込み、拡散の可能性を考え、開催する場合は、検温など参加者の健康チェック、人数の制限などを行う。

(3) 「密接」の場面の対応（マスクの着用）

(「保育現場のための新型コロナウイルス感染症対応ガイドブック第1版」より引用)

- ・職員は基本的には常時マスクをする。
- ・フェイスシールドやマウスシールドは、マスクに比べ効果が弱いことに留意が必要である。マスクなしでフェイスシールドやマウスシールドを活用する場合は身体的距離をとることが必要である。

- ・2歳以下または、自分でマスクを外すことができない園児は、窒息の危険があるためマスクの使用はしない。
- ・3歳以上の園児の場合についても、マスクに頻回に触れたり、マスクの周囲に手がいくことで感染の危険が増すため、持続的なマスクの着用が難しい場合は、無理して着用させる必要はない。
- ・園でマスクを着用する場合は、なぜマスクが必要であるかなど、発達段階に応じて説明し、息苦しさや熱中症予防に対して十分注意すること。
- ・午睡中は必ずマスクを外す。
- ・戸外遊びにおけるマスクの着用は基本的には不要。

II. 対応編

1. 感染判明時の登園、出勤の取扱い

園長は、安全を最優先に考え、疑わしき事案を含め、原則として次の措置基準に基づいた対応を行う。

園児、職員について、感染が判明した場合または濃厚接触者※と認定された場合、発熱等の風邪症状がみられる場合は、登園、出勤を控えてもらう。

同居家族について、感染が判明した場合は、当該園児を濃厚接触者扱いとし、登園を控えてもらう。また、濃厚接触者と認定された場合や、発熱等の症状により医療機関を経て検体検査（PCR検査）を受検することとなった場合については、本人の登園を控えるよう依頼する。その場合、保護者から園へ必ず連絡いただくよう周知する。併せて、こども課に速やかに報告すること。

※ 本マニュアルでは、「濃厚接触者」とは、国立感染症研究所の新基準を満たす濃厚接触者に加えて、奈良県郡山保健所等の指示により濃厚接触者に準ずる疑いがあり健康観察が必要な者とする。

(1) 園児及び職員の感染が判明または濃厚接触者と認定された場合

(同居家族の感染が判明した場合は、当該園児、職員を濃厚接触者扱いとする)

【登園、出勤を避けるよう要請（新型コロナウイルス感染症
または新型コロナウイルス感染症の疑い）】

【自宅静養期間】

- | | |
|-----------|---|
| ① 感染の場合 | 開始日：感染の判明した日

ただし、判明前から欠席していれば、最終登園日の翌日 |
| | 終了日：専門医等が治癒を認める等、登園を許可したとき |
| ② 濃厚接触の場合 | 開始日：濃厚接触者と認定された日（同居家族の感染判明日） |

終了日：症状が出なければ奈良県郡山保健所等の指示期間

(目安 2週間)

⇒期間中に感染が判明すれば、「①感染の場合」の期間へ

⇒検査で本人が陰性と判明すれば、奈良県郡山保健所等の指示する期間

(2) 園児及び職員の同居家族が、濃厚接触者と認定されたり、発熱等かぜ症状が見られたりする等により、検体検査（PCR検査）を受検することとなった場合

【登園、出勤を避けるよう要請（新型コロナウイルス感染症の疑い）】

終了日：同居家族が陰性となった場合、判明した日

⇒同居家族の感染が判明すれば「(1) ②」へ

※ただし、所属する法人や団体等が積極的に陰性であることを確認するために独自に実施する検体検査の場合は、これに含めない。（以降、同じ。）

(3) 園児及び職員に発熱等のかぜ症状が見られる場合

【登園、出勤を避けるよう要請（新型コロナウイルス感染症の疑い）】

「発熱等かぜ症状」とは、発熱、咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、匂い味がしない、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐等、平常と異なる体調全般を指す。

【自宅静養の期間】

① 本人に発熱等のかぜの症状がある場合

開始日：症状の出た日

終了日：医療機関を受診し、担当医・かかりつけ医から療養と登園の可否並びにその時期に関する指示に従うこと※

※症状が続ければ、新型コロナ・発熱患者受診相談窓口へ要相談

② 症状が続き、新型コロナ・発熱患者受診相談窓口へ相談した場合

終了日：検体検査（PCR検査）を受けず、様子見となった場合は、医療機関を受診し、担当医・かかりつけ医から療養と登園の可否並びにその時期に関する指示に従うこと

③ 新型コロナの検体検査（PCR検査）を受けた場合

終了日：陰性となった場合、担当医・かかりつけ医から療養と登園の可否並びにその時期に関する指示に従うこと

⇒感染が判明すれば(1)へ

(4) 医療的ケアが日常的に必要な園児等や基礎疾患等のある園児等について

医療的ケアを必要とする園児等（以下、「医療的ケア児」という。）や基礎疾患等があることにより重症化するリスクが高い園児等（以下、「基礎疾患児」という。）の登園については以下のように取り扱うこと。

① 登園の判断

医療的ケア児の中には、呼吸器の障がいがあり、気管切開や人工呼吸器を使用する者も多く、重症化リスクが高い※ことから、感染状況を踏まえ、改めて受け入れ体制などを主治医や園医等に相談する等、医療的ケア児の状態に基づき個別に登園の判断をすること。

また、基礎疾患児についても、同様に対応すること。

※重症化するリスクが高い方

糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD 等）の基礎疾患のある方、透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方では、新型コロナウイルス感染症が重症化しやすいとされている。

② 保育活動等における感染対策

医療的ケア児や基礎疾患児と接する機会がある職員においては、当分の間、自身の発熱等のかぜ症状の確認を徹底し、感染リスクの高い場所に行く機会を減らすなど、一層の感染対策を行う事が求められること。また、園外活動等に関しては、医療的ケア児や基礎疾患の感染リスクを下げるため、共有の物品がある場所や不特定多数の人がいる場所の利用を避けるなど、注意すること。

(5) 海外から帰国した園児への対応について

過去 14 日以内に海外（全ての国・地域）から帰国した園児については、検疫所長の指定する場所（自宅等）で 14 日間待機していることを確認したうえで、健康状態に問題がなければ登校園させて構わない。

加えて、帰国した日の過去 14 日以内に「入管法に基づく入国制限対象地域」に滞在歴のある園児については、検疫における P C R 検査の結果が陰性かつ、自宅等で 14 日間待機していることを確認したうえで、健康状態に問題がなければ登園させて構わない。

なお、「入管法に基づく入国制限対象地域」等は今後変更があり得るので最新の情報に注意すること。

また、発熱等かぜの症状が有る場合は、上記(3)とみなすこと

(参考) 学校における出席停止等の取扱いについて

指導要録上、「出席停止・忌引等の日数」として記録するもの	学校保健安全法第19条の規定に基づく出席停止	<ul style="list-style-type: none"> ・感染が判明した者 ・感染者の濃厚接触者に特定された者 ・発熱等の風邪症状がみられる者 ・(レベル2や3の地域において) 同居の家族に発熱等の風邪の症状がみられる者
	<p>「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱う場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・医療的ケア児や基礎疾患児について、登校すべきでないと判断された場合 ・感染が不安で休ませたいと相談のあった児童生徒等について、感染経路の分からぬ患者が急激に増えている地域であるなどにより、感染の可能性が高まっていると保護者が考えるに合理的な理由があると校長が判断する場合

2. 園・学年・学級臨時休業の考え方について

市は、園が奈良県郡山保健所等や園医と相談した結果を踏まえ、園の全部または一部臨時休業の要否等について次により判断する。

(1) 園児及び職員に感染が判明した場合

① 濃厚接触者の特定等のための臨時休業の要否

<p>市は、「1 感染判明時の当園の取扱い」の(1)①の「感染」が判明した場合、奈良県郡山保健所等と協議し濃厚接触者の特定等を行う。この際、臨時休業を直ちに行うのではなく、市が奈良県郡山保健所等と相談の上、臨時休業の要否を判断する。職員の感染が判明した場合も同様とする。</p>	<p>休業措置をとった場合の内容については、奈良県郡山保健所等と相談のうえ、期間等を設定する(1~2日が目安) ※</p>
---	---

※園の消毒や、濃厚接触者の特定等に時間が必要な場合は、奈良県郡山保健所等や園医等と相談のうえ、翌日以降必要な日数

② 消毒及び濃厚接触者の特定後の措置

濃厚接触者が特定され、それ以外の安全が確認された後、感染が判明した園児及び濃厚接触者に特定された園児に対し、登園を控えてもらう措置をとり、原則として園は再開する。その際、園が郡山保健所等や園医と相談した結果を踏まえ、地域における感染拡大の状況や感染経路の明否のほか、園における活動の態様や、接触者の多寡等の状況に応じて、必要により当該クラスをはじめ、それ以外のクラスも臨時休業を行うことも

ある。また、状況によっては、周辺の園の全部または一部において臨時休業を行うこともある。

③ 臨時休業を行った場合

市は、感染により臨時休業を行った園について、当該園児等の最終登園日の翌日から14日間を目安として臨時休業を行うものとするが、その期間や範囲については、園が園医と相談した結果を踏まえ、地域における感染拡大の状況や感染経路の明否のほか、園における活動の態様や、接触者の多寡等を考慮して決定する。

(2) その他臨時休業措置にあたっての注意事項

上記を基本に、臨時休業の実施にあたっては以下の点を考慮すること。

- ・地域の患者発生の状況を踏まえること。
- ・個別の病状を踏まえること。
- ・園医と相談すること。

3. 感染判明時・臨時休業発生時の対応について

(1) 園児及び職員に感染者が判明した場合の対応

本市においては、園児及び職員に、新型コロナウイルスへの感染が判明した場合、他園の保護者の不安や混乱の解消や、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、公益上の個人情報の保護に留意しながら、報道発表を行い、園名を公表することとしていることから、速やかに対応すること。

① 園医・市こども課との連携

- ・日々の園児の健康管理等については、園医との連携が重要なため、園から登園を控えてもらう者が出了した場合や臨時休業を行う場合は、適宜、情報共有を図ること。
- ・また、新型コロナウイルス感染症に係る対応は、前例のない対応が必要となる場合が想定される。次に示す場合は、こども課に必ず報告すること。

◎保護者等から、次の(a)～(c)に該当する報告があった場合

- (a)園児本人が、新型コロナウイルスに感染したことが判明した場合、もしくは新型コロナウイルスの感染の疑いによりPCR検査を受検した場合（受検予定の場合を含む）
- (b)園児本人が、奈良県郡山保健所等から濃厚接触者と認定された場合
- (c)園児の同居家族が、検体検査（PCR検査）を受検することとなった場合

② 奈良県郡山保健所等、関係機関との迅速な連携

- ・園児及び職員に感染者が判明した場合、奈良県郡山保健所等と速やかに連携することとし、園内の消毒をはじめ、専門的な内容について助言を受けられるようする等、それぞれの対応を遺漏なく実施すること。

③ 保護者への周知

- ・園は、全保護者に対し、メール等により可及的速やかに、当該園において感染者が出たこと、一旦園が休業となること、留意事項及び問い合わせ先等を周知する。併せて当該園児の在籍するクラスの保護者に対し、感染拡大防止のため、濃厚接触者を特定するための調査に協力していただく旨を連絡すること。

((2)も参照。)

④ 感染拡大防止に向けた情報収集等

- ・感染者発生による臨時休業期間中は、奈良県郡山保健所等の指導に従い、園での感染状況の把握と感染の拡大防止に努めること。
- ・奈良県郡山保健所等から、園に対して、濃厚接触者を特定するための積極的疫学調査に係る情報提供を求められた場合は、感染拡大防止に向け、積極的な協力が必要である。このため、情報の収集・管理・提供についてあらかじめ担当者を決めておく必要があるが、連日の業務になることもあり、チームでの対応も考慮すること。
- ・想定される照会事項は、過去2週間の園内での感染者の座席位置・活動・行動歴、他の園児や職員との接触の状況等となるので、関係者本人等の同意をとり、できるだけ早い時機に情報収集を始めること。
- ・園内での接触者について、発症2日前からの接触歴を調査し、奈良県郡山保健所等の指示により健康観察が必要な接触者を抽出し、指定された観察期間中は自宅等で継続的に健康観察を行うが、担当者は関係者から得られた健康情報を求めるに応じて郡山保健所等に提供し必要な指示を受けること。
- ・また、今後の感染拡大の兆候を早い段階で捕捉し、登園を控えてもらうことや臨時休業の措置を積極的に講ずる必要があることから、臨時休業を措置したクラス等の園児に定期的な聞き取り調査を行うだけでなく、園全体の幼児の健康状態の把握にも積極的に取り組むとともに、園児の心のケアについても注意を払うこと。

⑤ 園内の消毒対応

- ・園児及び職員に感染者が判明した場合の消毒にあたっては、園は、当該園児及び職員の接触（可能性を含む）箇所を、次亜塩素酸ナトリウム（薄めた漂白剤）等を用いて清拭消毒するにあたり、はじめに汚染区域を設定し、同区域内への関係者以外立ち入り禁止にする等、作業時の安全確保と汚染を広げないよう留意すること。
- ・消毒作業は、十分な換気のもとで、風上から風下へ、上から下へ一方向でふき取りを

する。特に、発病者の席を中心とした半径2mの範囲は汚染度が高いので汚染を拡げないように、注意して念入りに消毒洗浄すること。

- ・消毒作業にあたる職員は、マスク・手袋のほか、エプロン・ガウン等の保護着（ポリ袋で自作したもので代用可）の着用が望ましい。作業終了後は、靴底部を消毒洗浄し、保護着等は汚染した外側を触らないように内側に丸めながら脱ぎ、汚染物は新型コロナウイルス感染専用とし二重にしたビニール袋に廃棄し密封する。
- ・また、どこを、どのように消毒するか等、専門的な内容については、感染症の発生報告にあわせて、奈良県郡山保健所等に相談すること。

(2) 臨時休業に係る広報周知

① 園から保護者等への周知・依頼

- ・市が臨時休業を決定した場合や感染者が判明した場合、関係する園児の保護者に、保護者メール等、各種媒体を活用して可及的速やかに臨時休業する旨とその期間を通知すること。
- ・なお、感染者が判明した場合を除き、出席停止を決定したことのみをもって周知することは、原則必要ない。
- ・また、臨時休業や感染者が判明したことを公表することにより、個人が特定されるおそれがある等、個人情報保護や人権の観点から公益を欠く場合は、必ずこども課に事前に相談すること。
- ・臨時休業や感染者が判明したことの通知にあわせて、適宜、保護者に対して、園児の健康観察を依頼し、発熱等かぜ症状がある場合には必ず園へ連絡するよう依頼するとともに、臨時休業期間中も、園から定期的に園児の状態把握に努める等、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に努めること。

② 市から報道発表・広報周知

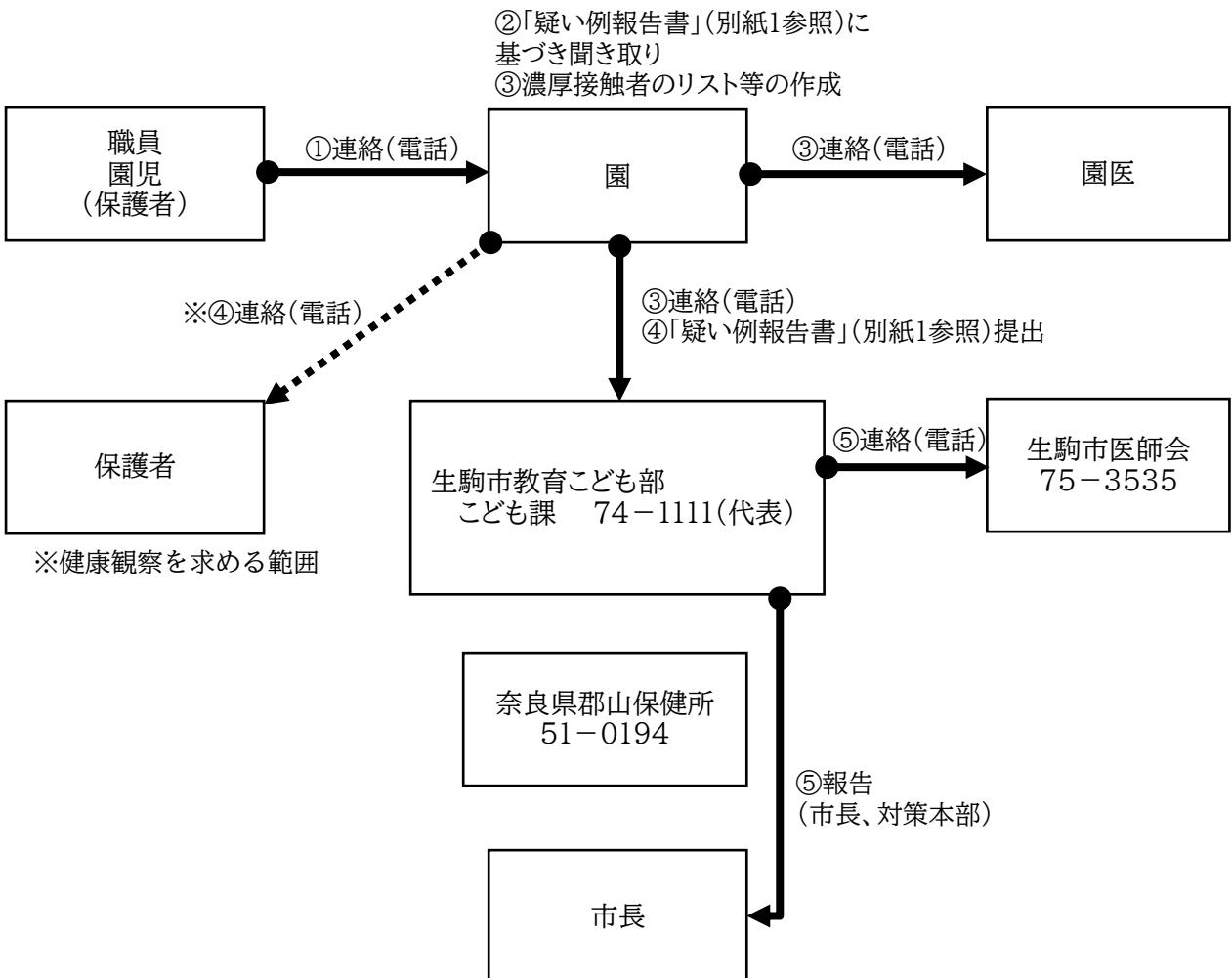
- ・本市においては、園児及び職員に、新型コロナウイルスの感染が判明した場合、他園の保護者の不安や混乱の解消するとともに、新型コロナウイルス感染拡大を防止するため、公益上、個人情報の保護に留意しながら、速やかに報道発表を行い、園名を公表する。
- ・報道発表をするとともに、園名、臨時休業期間等を市ホームページに掲載する。
- ・なお、上記公表要件に該当する場合であっても、公表することにより、個人が特定されるおそれがある等、個人情報保護や人権の観点から公益を欠く場合は、公表しないことがある。

★ 対応フローチャート

※丸数字については時系列を表しています。

職員・園児（本人）が検体検査（PCR検査）を受ける場合

※ただし、所属する法人や団体等が積極的に陰性であることを確認するために独自に実施する検体検査の場合は、これに含めない。



【検査結果が判明するまでの準備】

○ 園での作業・対応準備

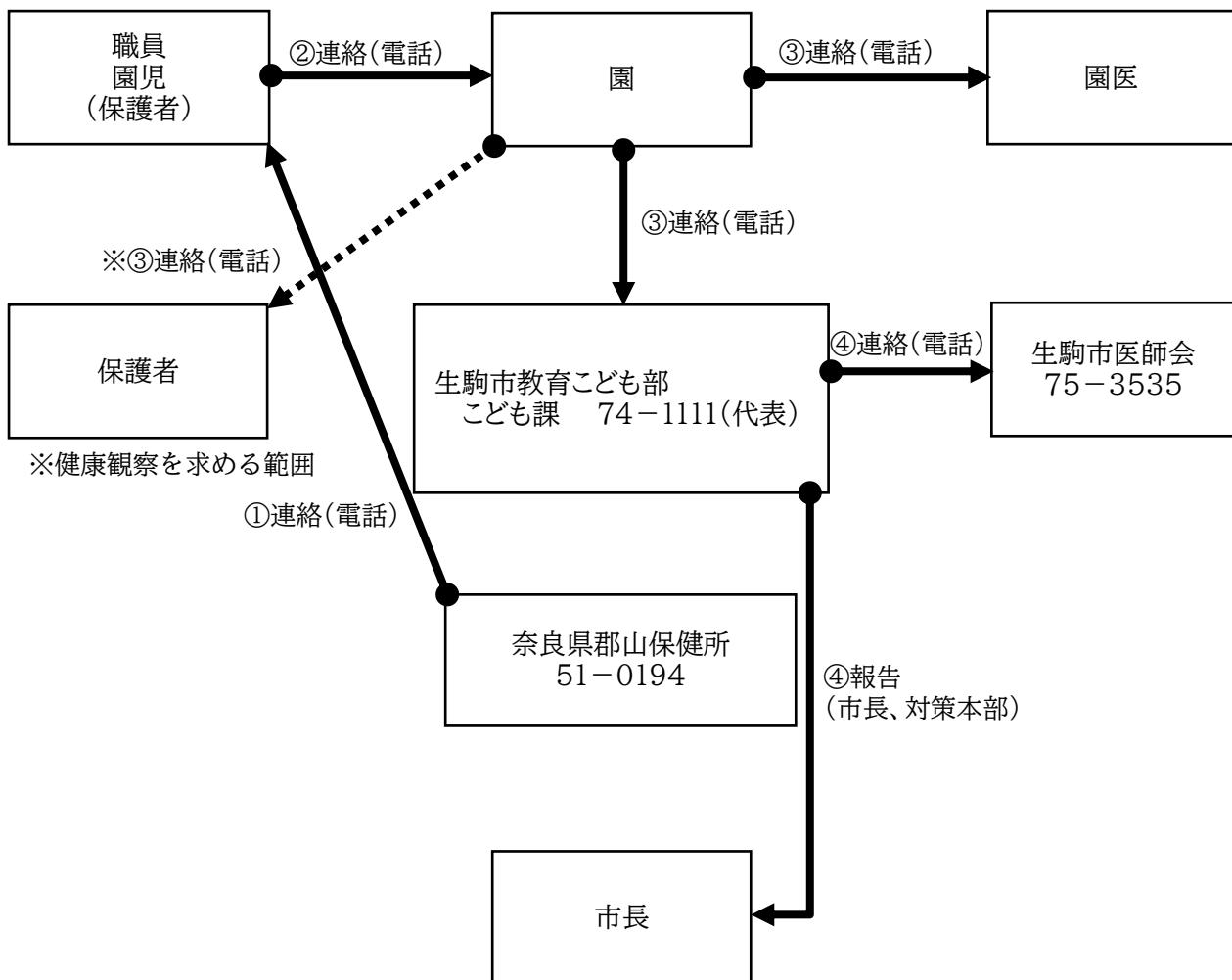
- ・当該クラス、又は接觸のあったクラスの消毒
- ・職員への連絡、職員の勤務体制の調整
- ・保護者からの問い合わせ窓口担当者の決定（基本は管理職）
- ・濃厚接觸者リストにある保護者に電話連絡（園児の体調への注意喚起のための連絡）
- ・検査結果が判明するまで、当該クラスと他のクラスの接觸を最小限に努める等の工夫
- ・奈良県郡山保健所等との協議に向けた準備として、濃厚接觸者リスト、本人の行動記録、園要覧、保育室平面図・写真及び本人が職員の場合は職員室の座席表を用意

○ こども課が行う準備

- ・検査結果が陽性であった場合に備え、当該園の保護者への第1報、報道資料の作成

検体検査（PCR検査）の結果が陰性の場合

※丸数字については時系列を表しています。

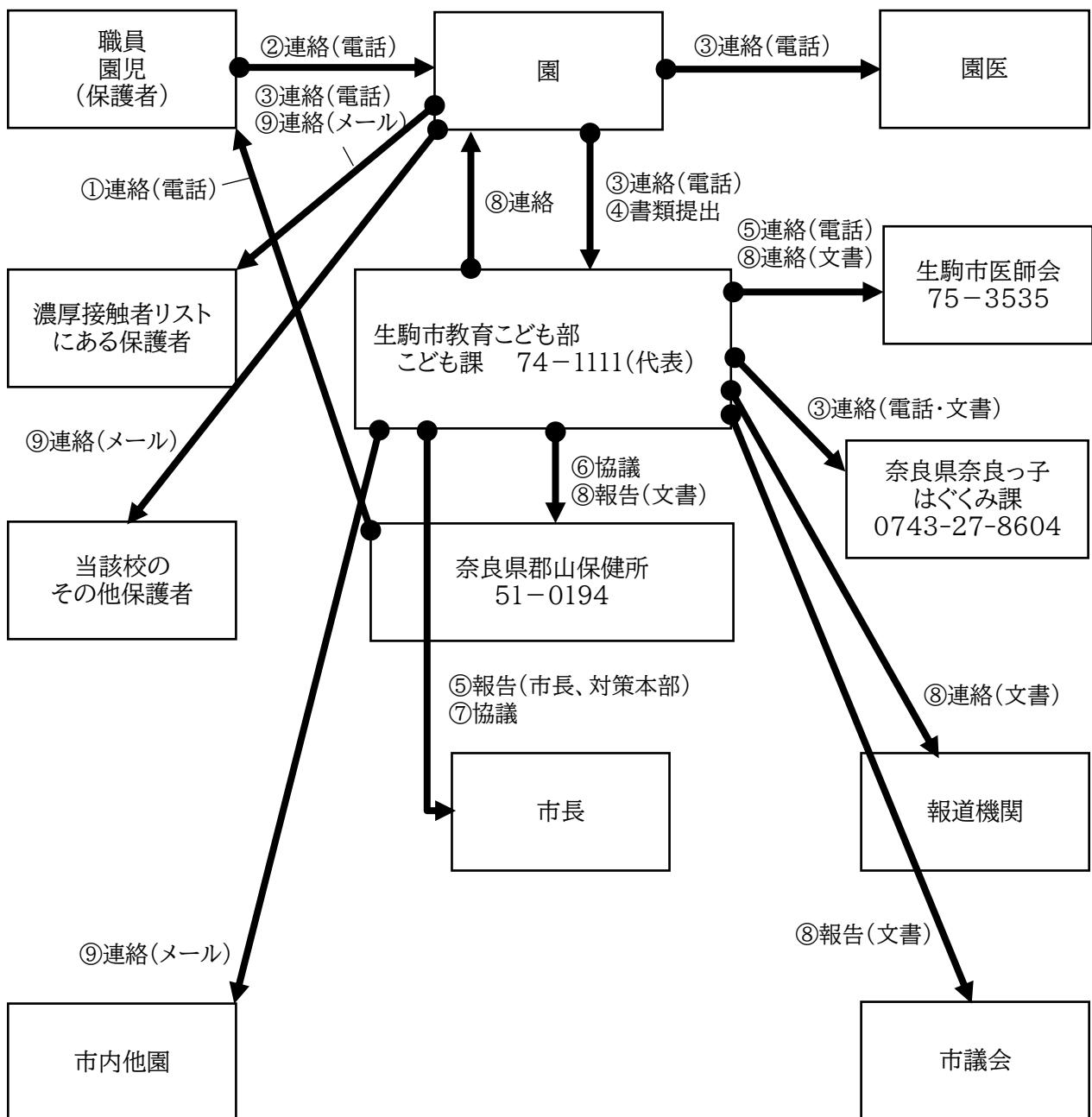


【検査結果を受けた対応】

- ・濃厚接触者として検体検査（PCR検査）を受けた本人は、奈良県郡山保健所等の指示により（約2週間）、健康観察期間となる。

検体検査（PCR検査）の結果が陽性の場合

※丸数字については時系列を表しています。



①奈良県郡山保健所は、検体検査（PCR検査）の結果を職員、園児の保護者に電話連絡する。

②本人は、園へ電話連絡する。

③園は、生駒市こども課及び園医に電話連絡する。

園は④で必要な書類※を用意する。

※濃厚接触者リスト、本人の行動記録、園要覧、保育室平面図・写真及び本人が職員の場合
は職員室の座席表

④園は、奈良県郡山保健所との協議に必要な書類を生駒市こども課に提出する。

⑤生駒市こども課は、市長及び対策本部に第1報を入れるとともに、生駒市医師会に電話連絡する。

⑥生駒市こども課は、奈良県郡山保健所と、濃厚接触者リストを基に濃厚接触者の特定協議を行う。
→濃厚接触者の特定（検体検査（PCR検査）の調整）、休業範囲・休業期間の案を決定

⑦生駒市こども課は、市長に対し、奈良県郡山保健所との協議結果を報告するとともに、休業範囲・休業期間を協議し決定する。

⑧生駒市こども課は、決定した休業範囲・休業期間を下記に連絡する。

※報道発表資料は事前に奈良県郡山保健所等への報告が必要

- ・当該園（電話連絡するとともに、保護者向け文書をメール配信）
- ・市議会（文書で報告）
- ・報道機関（広報広聴課から文書で連絡、報道発表する場合もある）
- ・生駒市医師会（電話連絡）

⑨当該園は、決定した休業範囲・休業期間を当該園の保護者にメール連絡する。

生駒市こども課は、決定した休業範囲・休業期間を市内他園に連絡する。

※濃厚接触者の検査結果が判明次第、フローチャートに準じて連絡等を行う。

新型コロナウイルス感染症 疑い例報告書

新型コロナウイルス感染症に関して、報告があつた内容を下記のとおり報告いたします。

報告日 令和 年 月 日

報告者

園児・児童・生徒（本人） 姓 氏名：	
園・校名：	
学年・クラス：	
現住所：	
①感染の疑いがある者（対象者）	
・本 人 ・家族（関係： 氏名： ） ・その他（ ） (仕事・勤務地：)	
②検査等の状況（あてはまるのも全てに○をし、記入してください）	
・近しい者に感染が判明した者がいるため、濃厚接触者となる可能性がある	
・保健所から濃厚接触者と特定された	
・PCR検査・抗原検査（いずれかに○）を受けた（受ける予定）	
受検日： 月 日 医療機関名：	
結果判明日： 月 日 「結果が出たら早急に報告を」と依頼する	
・「陽性」判明日： 月 日	
・「陰性」判明日： 月 日	
③対象者の現在の状況	
・発症している 時期 月 日（ごろ） →症状の概要	
・無症状	
濃厚接触者と特定された経緯（検査を受けた、感染が判明した経緯）：	
対象者のこれからの見通し（例：〇月〇日から、会社を休み、PCR検査の結果が出るまで自宅待機等）：	
保健所もしくは医療機関から受けている指示：	
本人の健康状況：	
本人の出席状況：	
きょうだい関係：	

□記入後、速やかに、教育委員会 教育総務課(小中学校)、こども課(幼稚園・保育園)へ報告をしてください。

【引用・参考文献】

・厚生労働省

「保育所における感染症対策ガイドライン」(2018改訂版)

・文部科学省

「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」(2020.12.3)

・全国保育園保健師看護師連絡会

「保育現場のための新型コロナウイルス感染症対応ガイドブック 第1版」(2020.5.26)

・生駒市こども課

「保育園・こども園における感染対策マニュアル 2020」